

報告第2号

専決処分について

次の事項について、令和5年7月10日付けで別紙のとおり専決処分したので報告し、承認を求める。

令和5年9月1日提出

春日市長 井 上 澄 和

公用車による交通事故に伴う損害賠償の額の決定について

提案理由

公用車による交通事故に伴う損害賠償のうち、物的損害に係る損害賠償の額を決定し、緊急に和解契約を締結する必要性が生じたが、市議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し、市議会の承認を求めるものである。

専 決 処 分

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、公用車による交通事故に伴う損害賠償のうち、物的損害に係る損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分する。

令和5年7月10日

春日市長 井 上 澄 和

1 相手方

個人

2 事故の概要

令和5年4月28日(金)午前9時25分頃、福岡市道博多駅春日原2号線博多市民プール西口交差点において、本市職員が運転する公用車が交差点を右折する際に、反対側車線から直進してきた相手方自動車と衝突し、相手方に物的損害及び人的損害を与えたものである。

3 損害賠償額

1,450,553円